

奈良市公報

号外第29号

平成22年11月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例… 1
- 奈良市もてなしのまちづくり条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例………… 2
- 奈良市レンタサイクル条例…………… 2
- 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 4

規 則

- 奈良市レンタサイクル条例施行規則…………… 4
- 奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8

条 例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 9 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第37号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

10 平成22年12月に支給する市長の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年 9 月15日揭示済）

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 9 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第38号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年 9 月15日揭示済）

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 9 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第39号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市老人福祉センター条例（昭和43年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「増進並びに老人の福祉を図るため」を「増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もって老人の福祉に資するため」に改める。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市東福祉センター	奈良市法蓮町1,702番地の1
奈良市西福祉センター	奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市北福祉センター	奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市南福祉センター	奈良市南永井町45番地の1

第2条の2第3号中「レクリエーション」を「老人のレクリエーション」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 子育て親子（主として乳幼児（おおむね3歳未満の者をいう。）を養育する親と当該乳幼児をいう。以下同じ。）の交流及び集いの場の提供に関すること。
- (6) 子育てに関する相談及び講習の実施並びに地域の子育て関連情報の提供に関すること。
- 第3条中「60歳以上の者」の次に「並びに子育て親子及び子育てに関心のある者」を加える。

別表中



- 備考
- 1 第3条各号に掲げる者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
- 2 大集会室又は奈良市老人福祉センター「東老春の家」の講座室の2分の1を使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

奈良市南福祉センター	大集会室	1,800	2,400	4,200
	講座室	720	960	1,680
	会議室	360	480	840

- 備考
- 1 第3条各号に掲げる者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
- 2 大集会室又は奈良市東福祉センターの講座室の2分の1を使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条（奈良市南福祉センターに係る部分に限る。）及び別表（奈良市南福祉センターに係る部分に限る。）の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成22年9月15日揭示済）

奈良市もてなしのまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第40号

奈良市もてなしのまちづくり条例の一部を改正する条例

奈良市もてなしのまちづくり条例（平成21年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条中「者」を「もの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年9月15日揭示済）

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第41号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年10月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

（平成22年9月15日揭示済）

奈良市レンタサイクル条例をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第42号

奈良市レンタサイクル条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車を近距離公共交通機関の一つとして市民及び観光客の利用に供し、もって良好な地域交通の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「レンタサイクル」とは、市の所有する自転車で、次条に規定する施設において貸し出すことを目的とするものをいう。

（名称及び位置）

第3条 レンタサイクルを設置する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施 設 の 名 称	位 置
奈良市 J R 奈良駅臨時自転車駐車場	奈良市大宮町一丁目501番地

(使用対象者)

第4条 レンタサイクルを使用できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 中学生以上の者であること。
(2) レンタサイクルの使用について安全上支障のない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる要件に該当しない者であっても、市長は、特に必要があると認めるときは、同項第2号に掲げる要件に該当する場合に限り、レンタサイクルを使用させることができる。

(使用承認)

第5条 レンタサイクルを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、レンタサイクルの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、レンタサイクルの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
(2) レンタサイクルの管理上支障があるとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用承認の変更等)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
(2) 偽りその他の不正の手段により使用承認を受けたとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(返却義務)

第8条 第5条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、レンタサイクルの使用を終了し、又は中止したときは、直ちにレンタサイクルを返却しなければならない。前条の規定により使用の停止又は使用の承認の取消しを受けたときも、また同様とする。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めた

ときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、レンタサイクルを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、レンタサイクルが損傷し、又は盗難に遭った場合は、直ちに市長に届け出るとともに、その補修及び補てんに係る費用を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けられない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償の全部又は一部を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、レンタサイクルを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(点検整備)

第15条 市長は、レンタサイクルの破損等を点検整備し、貸出しに支障がないように努めなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表(第9条関係)

区 分	使 用 料	
電動レンタサイクル	4時間以内	1,000円
	1日	1,500円

備考 「1日」とは、4時間を超える使用をいう。

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第43号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成22年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域内の規則で定める区域」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成22年9月15日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成22年9月15日揭示済)

規 則

奈良市レンタサイクル条例施行規則をここに公布する。
平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第75号

奈良市レンタサイクル条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市レンタサイクル条例（平成22年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 レンタサイクルを使用できる時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休業日)

第3条 レンタサイクルの休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月31日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用の承認の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりレンタサイクルの使用の承認を受けようとする者は、奈良市レンタサイクル使用承認申請書（別記第1号様式）2通を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 市長は、レンタサイクルの使用承認をしたときは、前条の規定により提出された申請書のうち1通又は市長が別に定める書面（以下「申請書等」という。）に承認印（別記第2号様式）を押して、申請者に交付する。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、前条の規定により申請書等の交付を受けた際、納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の納付があったときは、申請書等の表面に使用料の領収印（別記第3号様式）を押すものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、4時間以内の使用として申請し、4時間以内の使用料を納付した場合で、4時間を超えてレンタサイクルを使用したときは、既納の使用料と1日の使用料との差額を、レンタサイクルを返却する際、納付しなければならない。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ奈良市レンタサイクル使用料減免申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 使用者は、条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするときは、奈良市レンタサイクル使用料還付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(自転車の返却)

第9条 使用者は、第2条の使用時間内にレンタサイクルを返却し、レンタサイクルの点検を受けなければならない。

2 前項の点検により、使用者の責めに帰すべき事由による損傷等があったときは、市長は、条例第13条の規定により損害の賠償を求めるものとする。

(損傷又は盗難の届出)

第10条 条例第13条の規定による届出は、奈良市レンタサイクル損傷・盗難届（別記第6号様式）により行うものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 交通ルールを守り、安全運転を心がけること。
- (3) その他レンタサイクルの管理上支障となる行為をしないこと。

(事故責任)

第12条 使用者が、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクル使用中に起こした事故等については、その責めを負うものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別記
第 1 号様式(第 4 条関係)

奈良市レンタサイクル使用承認申請書		
		No. _____
		年 月 日
(あて先) 奈 良 市 長		
申請者 住所		
氏名		
電話番号		
次のとおりレンタサイクル使用の承認を受けたいので申請します。		
1 使用期日	年 月 日	
2 使用台数	台	
※ 使用料	円	
※ 承認条件		承認印

記入上の注意
※欄は、記入しないでください。

第2号様式(第5条関係)

承認
第 号

・

奈良市レンタ
サイクル

第3号様式(第6条関係)

領 収

・

奈良市レンタ
サイクル

第4号様式(第7条関係)

奈良市レンタサイクル使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

電話番号

次のとおりレンタサイクル使用料を減免くださるよう申請します。

1 承認の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
2 使用承認の内容 及び使用料額	使用料 円
3 減免を申請する理 由	
※ 決定 ☐ 免除する。 ☐ 円減額する。	承認印

記入上の注意
※欄は、記入しないでください。

第 5 号様式(第 8 条関係)

奈良市レンタサイクル使用料還付請求書	
年 月 日	
(あて先) 奈 良 市 長	
申請者 住所	
氏名	
電話番号	
次のとおりレンタサイクル使用料の還付を受けたいので、請求します。	
1 承認の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
2 既 納 の 使 用 料 額	円
3 使用料の還付を 請求する理由	
※ 返納金額	円

記入上の注意
※欄は、記入しないでください。
承認書は必ず添付してください。

第 6 号様式(第10条関係)

奈良市レンタサイクル損傷・盗難届	
年 月 日	
(あて先) 奈 良 市 長	
届出者 住所	
氏名	
電話番号	
次のとおりレンタサイクルの損傷・盗難について届け出ます。	
1 発生日時	年 月 日 時 分
2 発生場所	
3 数量	
発生原因 (理由)	

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第76号

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人福祉センター条例施行規則（昭和43年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第5条中「奈良市老人福祉センター利用証」を「奈良市福祉センター利用証」に改め、同条第3項中「奈良市老人福祉センター使用（使用変更）承認申請書」を「奈良市福祉センター使用（使用変更）承認申請書」に改める。

第1号様式（第5条関係）

表

No.			
	奈良市福祉センター利用証		
住所			
	電話		
氏名			
生年月日	年	月	日生
性別	男・女		
緊急連絡先	氏名		
	電話		
	年	月	日発行
	奈良市長	印	

裏

使用案内	
1	使用の際は、必ずこの利用証を交付に示してください。
2	使用時間は、次のとおりです。 一般施設 午前9時から午後5時まで 浴場 火・水・金・土曜日の正午から午後4時まで
3	休館日は、日曜日、月曜日、国民の祝日の翌日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
4	その他細かいことは、センターの職員の指示に従ってください。

別記第2号様式中「奈良市老人福祉センター使用（使用変更）承認申請書」を「奈良市福祉センター使用（使用変更）承認申請書」に、「老人福祉センターの」を「福祉センターの」に、「老春の家」を「福祉センター」に改める。

別記第3号様式中「奈良市老人福祉センター使用（使用変更）承認書」を「奈良市福祉センター使用（使用変更）承認書」に、「老春の家」を「福祉センター」に、「奈良市老人福祉センターの」を「奈良市福祉センターの」に改める。

別記第4号様式中「奈良市老人福祉センター使用料減免申請書」を「奈良市福祉センター使用料減免申請書」に改める。

別記第5号様式中「奈良市老人福祉センター使用料減免決定通知書」を「奈良市福祉センター使用料減免決定通知書」に、「奈良市老人福祉センター使用料の」を「奈良市福祉センター使用料の」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第77号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成2年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別記第1号様式から別記第3号様式の規定中「商業地域」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年9月15日揭示済)